

月	いじめ未然防止の取組 （生徒対象）	いじめ早期発見の取組 （生徒及び保護者対象）	太女いじめ防止・校訓推進委員会 （教職員の取組）	校内研修 （教職員の取組）
4月	生徒にとってわかりやすく達成感のある授業、体験的活動、明るい校風及び環境整備を重視した取組を年間を通じて行う。 ・新入生オリエンテーションにおける人間関係づくり(9日) ・生徒主体の「いじめ防止活動年間計画」策定 ・ミニマナーアップ運動（15日）	・学校内外の相談窓口の周知(初旬) ・スクールカウンセラーだより発行 ・二者面談(18～22日) ・スクールカウンセラー面談	把握したいじめ事案への対応及び指導・支援を要する生徒への対応は、年間を通じて行う。 ・教員用「いじめ防止チェックリスト」確認（1学期初） ・いじめ防止強化月間における活動の検討	
5月	【いじめ防止強化月間】 ・のぼり旗の設置 ・挨拶運動週間の取組(9日～13日) ①校門前挨拶運動（登校時） ②「太女いじめ防止基本方針」「太女いじめ防止・校訓推進委員会」及び相談機関の周知（プリント配布、朝SHR担任説明及び昼休み放送） ③いじめ防止の呼びかけ ・校内園芸ボランティア活動	・学校生活アンケート①(中旬) ・P T A総会時の取組（通知） ①「太女いじめ防止基本方針」「太女いじめ防止・校訓推進委員会」及び相談窓口の説明。 ②保護者用「いじめ防止チェックリスト」の配布と説明 ・スクールカウンセラー面談	・学校生活アンケート①結果の分析	・校内研修①（「短時間でできる職員研修」を活用した、いじめ防止に係る国、県及び太女の方針についての共通理解）
6月	・いじめスマホLHR①(3日) ・マナーアップ運動①（15日） ・こころの教育事業（17日1年）	・スクールカウンセラー面談	・校内研修内容の検討	・校内研修② （いじめの認知に係る共通理解）
7月		・リーフレット「いま、悩んでいる君へ」配布 ・スクールカウンセラー面談	・夏季休業前の全体指導 ・拡大いじめ防止・校訓推進委員会① ・学校生活アンケート結果②の分析	
8月	・いじめ防止フォーラム(1日)			
9月	・生徒会通信（「ひこぼえ」）でいじめ防止フォーラム成果報告(初旬)	・スクールカウンセラーだより発行 ・スクールカウンセラー面談	・教員用「いじめ防止チェックリスト」再確認（2学期初）	
10月	・こころの教育事業（14日3年） ・マナーアップ運動②（15日） ・インターネット安全教室（21日）	・学校生活アンケート②(中旬) ・スクールカウンセラー面談	・学校生活アンケート結果③の分析	・校内研修③（SNSに頼らない人間関係づくり）
11月	・校内園芸ボランティア活動 ・こころの教育事業(11日2年) ・マナーアップ運動③（15日） ・人権教室(25日1年)	・スクールカウンセラー面談	・いじめ防止強化月間における活動の検討 ・校内研修内容の検討	・校内研修④ （いじめの防止における人権教育、道徳教育の必要性）
12月	【いじめ防止強化月間】 ・のぼり旗の設置 ・挨拶運動週間の取組(12日～16日)	・スクールカウンセラー面談	・冬季休業前の全体指導 ・拡大いじめ防止・校訓推進委員会② ・学校生活アンケート結果④の分析	
1月		・学校生活アンケート③(下旬) ・スクールカウンセラー面談	・教員用「いじめ防止チェックリスト」再確認（3学期初） ・学校生活アンケート結果⑤の分析 ・いじめ防止等の取組の評価に係る調査の内容検討	
2月	・いじめ防止等の取組状況に係る調査	・いじめ防止等の取組状況に係る調査 ・スクールカウンセラー面談	・いじめ防止等の取組状況に係る調査結果分析 ・春季休業前の全体指導 ・今年度の活動の総括と次年度に向けたプログラムの見直し ・拡大いじめ防止・校訓推進委員会③	・校内研修⑤ （いじめの事例検討、取組の振り返り、次年度に向けて等）
3月				

※ 上記取組のうち、「いじめ防止等の取組状況に係る調査（生徒向け及び保護者向け）」については、調査項目の一部について、その達成状況を学校評価の評価項目に含めることとする。

※ 学校いじめ防止プログラムについては、「いじめ防止等の取組状況に係る調査（生徒向け及び保護者向け）」結果等を踏まえ、年度末に総括を行い、次年度に向けた見直しを図ることとする。